

## お知らせ

「ワシントン条約対象貨物」の輸出入申請に係る提出書類の様式が変更されました！

令和 2 年 6 月 1 日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

令和2年5月18日付けで輸入公表（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号））等を改正し、ワシントン条約決議12.3に基づく商品見本に係る証明書による通関を認めることすると共に、外為法に基づく承認申請の提出書類の様式変更や合理化等を行いました。

### 1. 申請書類の様式変更

輸出入の申請時に当省へ提出いただく申請書類の様式を一部変更しました。変更があった主な様式は下記のとおりです。下記以外にも変更されている様式がありますのでご注意ください。

#### (1) 輸出

| 関連手続                           | 様式名                               | 変更日  |
|--------------------------------|-----------------------------------|------|
| 1. 輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）                | (2) 輸出承認申請説明書                     | 6月1日 |
| 2. 再輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）               | (2) 輸出承認申請説明書                     | 6月1日 |
|                                | (8) 残高報告書<br>※「残高を証する書面」から変更      |      |
| 3. 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない貨物の輸出・再輸出 | (2) 輸出許可申請説明書                     | 6月1日 |
|                                | 残高報告書<br>※2. 再輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）の(8)に同じ |      |

(注) 1. 表中の「関連手続」及び「様式名」欄の項目名は、当省HPのワシントン条約対象貨物の輸出手続に係る申請書類に対応します。

2. 経過措置として、当面の間は旧申請様式にて申請された場合であっても受理します。

様式掲載ページ：

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/cites\\_ex4\\_syorui.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html)

(2) 輸入

| 関連手続   | 様式名  | 変更日  |
|--|--|------|
| 8. 附属書Ⅱ・Ⅲに掲げる生きている動物<br>(輸入公表三の7の(3)に基づく事前確認)                        | (1) 輸入公表三の7に基づく貨物(ワシントン条約に係る生きている動物)の輸入に関する確認申請書 | 9月1日 |
| 9. 附属書Ⅱ・Ⅲに掲げる種の国際取引を厳格に規制している国・地域を原産国・船積地域とするもの(輸入公表三の7の(2)に基づく事前確認) | (1) 輸入公表三の7に基づく貨物(ワシントン条約に係る特定の原産国等)の輸入に関する確認申請書 | 9月1日 |

(注) 1. 表中の「関連手続」及び「様式名」欄の項目名は、当省HPのワシントン条約対象貨物の輸入手続に係る申請書類に対応します。

2. 上記の確認申請書については、9月1日以降に旧申請様式にて申請された場合、受理しませんのでご注意ください。

また、変更予定の新申請様式を以下に添付します。

〔別紙様式〕

輸入公表三の七に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名 \_\_\_\_\_

記名押印

又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号

及び担当者名 \_\_\_\_\_

※確認番号

※確認年月日

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国 \_\_\_\_\_

輸出許可書等番号 \_\_\_\_\_

|   |           |  |     |
|---|-----------|--|-----|
| A | 学 名 (和 名) |  |     |
|   | 原産国       |  | 数 量 |
| B | 学 名 (和 名) |  |     |
|   | 原産国       |  | 数 量 |
| C | 学 名 (和 名) |  |     |
|   | 原産国       |  | 数 量 |

上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、添付の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。また、本確認書は税関に提示し確認を受けた後、その写しを、輸入通関後1ヶ月以内に確認担当課宛て提出すること

上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかった。

※経済産業大臣の記名押印

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

| ※通 関輸入申告番号<br>及び申告年月日 | 送状数量 | 通関数量 | 許可又は承認年月日<br>及び税関押印 |
|-----------------------|------|------|---------------------|
|                       |      |      |                     |

(注)

- (1) 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
- (2) 「発行国」及び「輸出許可書等番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び輸出許可書等番号を記載すること。
- (3) 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。
- (4) ※印のある欄には記入しないこと。

〔別紙様式〕

輸入公表三の七に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

及び担当者名 \_\_\_\_\_

※確認番号 \_\_\_\_\_

※確認年月日 \_\_\_\_\_

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国 \_\_\_\_\_

輸出許可書等番号 \_\_\_\_\_

|   |          |  |    |  |    |  |
|---|----------|--|----|--|----|--|
| A | 学 名 (和名) |  |    |  |    |  |
|   | 原産国      |  | 形態 |  | 数量 |  |
| B | 学 名 (和名) |  |    |  |    |  |
|   | 原産国      |  | 形態 |  | 数量 |  |
| C | 学 名 (和名) |  |    |  |    |  |
|   | 原産国      |  | 形態 |  | 数量 |  |

上記の輸出許可書等について確認する。

なお、本確認書により輸入申告をする際には、添付の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

上記の輸出許可書等については事実を確認するに至らなかった。

※経済産業大臣の記名押印

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

※通 関

| 輸入申告番号<br>及び申告年月日 | 送状数量 | 通関数量 | 許可又は承認年月<br>日及び税関押印 |
|-------------------|------|------|---------------------|
|                   |      |      |                     |

(注)

- (1) 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
- (2) 「発行国」及び「輸出許可書等番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び番号を記載すること。
- (3) 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。
- (4) 「形態」欄には、その貨物の形状（例えば、塩づけ原皮、ハンドバック、ベルト、靴等）を記載すること。
- (5) ※印のある欄には記入しないこと。

## 2. 輸入承認申請書等の関税率表の番号の省略

輸入公表二の表の第2の第1号に掲げる貨物、又は二の二の表の第2の第1号に掲げる貨物を輸入しようとする場合、当省へ提出いただく輸入承認申請書の「I 申請の明細」の「1 関税率表の番号等」欄には、輸入貨物の関税率表の番号を記入いただいておりますが、6月1日から当該欄に斜線を引くことで記入不要（ワシントン条約対象貨物であって紙申請に限る。）としました。これに伴い、上記貨物を輸入通関した後に提出いただいている「輸入状況報告書」等を変更します。

なお、輸入公表の他の項番にも同時に該当する貨物を輸入する場合には、引き続き関税率表の番号の記入ください。

※電子申請（NACCS 貿易管理サブシステム）による申請においては変更ありません。準備が整いましたら、後日ご連絡致します。

## 3. その他

上記輸入公表等の改正とは関連しませんが、輸出承認申請書の価額（単価・総額）欄について、記載方法を一部簡素化（ワシントン条約対象貨物であって紙申請に限る。）しました。

輸出承認申請書の「(4)商品内容明細」の「価額」欄には、貨物ごとに単価及び総額を記入していただいておりますが、記入不要とし「計」の欄にインボイス等に記載された合計額のみを記入いただければよいことにいたします。また「単価」欄は斜線を引いてください。なお、各貨物の数量、建値等については、これまでどおり記入をお願いします。

※電子申請（NACCS貿易管理サブシステム）による申請においては変更ありません。準備が整いましたら、後日ご連絡致します。

（現在の記入方法）

| 数量    | 価額      |                      |
|-------|---------|----------------------|
|       | 単価      | 総額                   |
| 5     | ¥ 1 0 0 | FOB JAPAN<br>¥ 5 0 0 |
| 7     | ¥ 5 0 0 | ¥ 3, 5 0 0           |
| 3     | ¥ 1 5 0 | ¥ 4 5 0              |
|       |         | (No payment)         |
| 計 1 5 |         | 計 ¥ 4, 4 5 0         |

（変更後）

| 数量    | 価額 |              |
|-------|----|--------------|
|       | 単価 | 総額           |
| 5     | /  | FOB JAPAN    |
| 7     |    |              |
| 3     |    |              |
|       |    | (No payment) |
| 計 1 5 |    | 計 ¥ 4, 4 5 0 |

ご不明な点がございましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

|  |  |
|--|--|
| <b>■全般(一部の植物の輸出承認を除く)</b>  |  |
| <b>経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室</b><br>電話:03-3501-1723 FAX:03-3501-0997  |  |
| <b>■輸出承認 &lt;一部の植物(サボテン科全種、ユリ科アロエ属全種、サクラソウ科シクラメン属全種、ソテツ科全種(人工繁殖のもの)、ラン科全種(人工繁殖のもの)(※加工品を含む))&gt;、事前確認&lt;生きている動物&gt;</b> |  |
| 北海道経済産業局 総務企画部国際課<br>電話:011-709-1752 FAX:011-709-1798  | 近畿経済産業局 通商部通商課<br>電話:06-6966-6034 FAX:06-6966-6088     |
| 東北経済産業局 総務企画部国際課<br>電話:022-221-4907 FAX:022-261-7390   | 神戸通商事務所 総務課<br>電話:078-393-2682 FAX:078-393-2685        |
| 東京通商事務所 総務課<br>電話:03-5842-7071 FAX:03-5689-7841  | 中国経済産業局 産業部国際課<br>電話:082-224-5659 FAX:082-224-5642     |
| 横浜通商事務所 総務課<br>電話:045-212-1105 FAX:045-201-7156  | 四国経済産業局 産業部産業振興課<br>電話:087-811-8525 FAX:087-811-8556   |
| 中部経済産業局 地域経済部国際課<br>電話:052-951-4091 FAX:052-961-7829   | 九州経済産業局 国際部国際課<br>電話:092-482-5425 FAX:092-482-5321     |
|  | 沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課<br>電話:098-866-1731 FAX:098-860-3710 |